

# 社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会療育を要する乳幼児家庭の交通費助成事業実施要綱

## (目的)

第1条 この事業は、乳幼児が療育のための訓練に要する交通費の一部助成をすることにより、当該世帯の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 乳幼児 生後0日から小学校就学に達する年の3月31日までの間にある者
- (2) 保護者 親権者、後見人その他の者で、子どもを現に監督保護する者

## (助成の対象)

第3条 この要綱に基づく助成の対象者（以下「対象者」という。）は、南魚沼市内に住所を有し、南魚沼市より療育のため、南魚沼市外の病院・施設での訓練を定期的にする乳幼児の保護者とする。ただし、乳幼児及びその保護者が転入により市内に住所を有したときは、転入日から助成の対象とし、転出により住所を有しなくなったときは、転出日をもって助成の対象から除外する。また、乳幼児が療育手帳や障害者手帳等、各種公的手当を取得した日をもって助成の対象から除外する。

## (対象者の把握)

第4条 対象者は、保健師の調査及び助言を得て把握する。

## (助成の額)

第5条 助成額は、当該年度の予算の範囲内とし、居住地から施設までの最も効果的かつ経済的な経路の公共交通機関利用料の相当額の50%以内として50,000円を限度とする。

## (助成の申請)

第6条 この要綱により助成を受けようとするものは、別に定める交通費助成申請書（別記様式1または様式2）と口座確認書（様式3）を担当保健師を経て、南魚沼市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

## (決定及び支給)

第7条 会長は、前条の申請書を受理した時は、担当保健師の意見、療育機関等の証明を参考にし、必要に応じその実態を調査し、助成の可否を決定する。助成金の支給については、交付対象者に対し、年2回（10月及び3月）に分けて助成金を支払うものとする。

	助成対象期間	申請月
前期	4月から9月	10月
後期	10月から3月	3月

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要綱は平成28年4月1日より施行する。